

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業) 実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業）交付要綱（平成 29 年 月 日付け環廃企発第 号。以下「要綱」という。）第 28 条の規定に基づき、要綱第 4 条第 1 項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

2. 事業の実施方法等

(1) 事業の目的

経済成長や人口増加に伴って、世界規模で廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化していることから、適正な廃棄物処理が世界的な課題となっている。この傾向は、経済成長が著しいアジアをはじめとした途上国で特に顕著であり、廃棄物の急増・多様化に加え、廃棄物処理体制も未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されている。

一方、我が国は、これまで廃棄物処理やリサイクルに係る社会的要請に応じるため、廃棄物処理・リサイクルに関する技術を向上させてきた。その結果、我が国の廃棄物処理・リサイクルに係る循環産業は環境保全及び資源循環において先進的な技術を有している。

この補助金は、エネルギー起源CO₂の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

(2) 事業の要件

① 対象となる事業

次のア又はイに該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。ただし、JCMの活用が見込まれないものは対象としない。

ア 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業※（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

イ 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

※廃棄物処理・リサイクル事業のうち、「汚水処理」については、事業の一部として付随して実施するものは、事業の対象とするが、排水処理設備に特化したものは、事業の対象としない。

② 採択優先国

事業対象国の制限は設けないが、次のア又はイに該当する事業については、優先的に採択するものとする。

ア 二国間協力と連携して実施する事業

(二国間協力等の対象国の例)

・廃棄物分野での二国間協力実施国：ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、クウェート、ロシア

・JCMの二国間文書に署名済みの国

・二国間の環境協力覚書の締結国：ベトナム、インドネシア、モンゴル、イラン、シンガポール

なお、上記の例示国は現時点のものであり、今後増えることも鑑み、上記の例示国以外での応募について採択を排除するものではありません。

イ 相手国自治体と協力関係にある我が国自治体を共同実施者に含み、当該協力と連携して実施する事業

(3) 二酸化炭素削減量の把握等

事業実施者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供することとする。

(4) 事業報告書の提出

事業実施者は、補助金の交付を受けて行う要綱第4条第1項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）をすべて終了した場合においては、その後5年間の期間について、補助事業の終了後の事業（以下「補助終了後事業」という。）の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省に提出するものとする。また、環境省の求めに応じて、補助事業及び補助終了後事業の成果等に係る情報を提供し、普及に努めることとする。

(附則)

この実施要領は、平成29年 月 日から施行する。

(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業の事業報告書の作成例)

平成 29 年度我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業
事業報告書

平成 年 月 日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 補助終了後事業の概要

【補助終了後事業の概要を記載する。】

2. 補助終了後事業の実績

【本報告の対象とする年度における補助終了後事業の実施状況及び補助事業で導入した設備の利用状況等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量 (実績)

【補助終了後事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 削減量の増減の原因

【(1) の削減量 (実績) が、補助事業又は補助終了後事業による前年度の二酸化炭素の削減量と比較して増減した場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する (二酸化炭素削減量が減少していない場合は、記載を要しない)。】

4. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について記載する。】

6. 事業による波及効果

【本報告の対象とする年度における補助事業又は補助終了後事業の実施による当該事業者内での波及効果や他の事業者への波及効果に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。また、罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】